

[事案 2024-354] 新契約取消請求

・令和7年11月28日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年6月に契約した指定通貨建終身保険について、以下の理由により、契約を取り消して既払込保険料と解約返戻金との差額を返還してほしい。

- (1)募集時に募集人から、解約をしても損をしないと説明されて契約した。募集時には、設計書・パンフレット等は交付されず、手書きの紙のみで説明を受けた。
- (2)募集人から、支払いが困難になり解約をするリスクや、為替変動についてのリスクの説明もなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人に対して、パンフレット、設計書、契約概要、注意喚起情報等を用いて、本契約の説明をしている。
- (2)募集人が申立人に対して、「解約しても損をしない」という趣旨の説明をした事実はない。
- (3)申込内容の控えにも、契約締結前交付書面を受領した旨、解約払戻金および為替リスクの説明を受けた旨の記載がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の経緯等を把握するため、募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人は希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。